

令和7年度 日南市入札監視委員会（第2回） 議事概要

<p>開催日時及び場所</p>	<p>令和8年2月18日（水）13時30分～16時30分 日南市役所本館2階会議室1</p>
<p>出席委員氏名 (順不同・敬称略)</p>	<p>楠 茂 樹（筑波大学 人文社会系 教授） 近 藤 彩（弁護士法人 近藤日出夫法律事務所 弁護士） 海 野 理 香（税理士法人アビエパートナーズ 代表社員税理士） 井 手 真 弓（社会保険労務士法人 ALX 特定社会保険労務士）</p>
<p>出席関係者氏名</p>	<p><説明者等> 永 井 貴 明（建設部 下水道課 工務係 課長補佐兼係長） 長 友 崇（建設部 下水道課 工務係 主査） 渡 会 俊 彦（建設部 建設課 保全係 係長） 田 口 伸 郎（建設部 建設課 保全係 主査） 時 任 恭 平（建設部 建設課 保全係 主任技師） 焼 山 哲（建設部 建設課 保全係 副主幹） 市 成 仁（総合政策部 総合政策課 課長補佐兼情報政策係長） 大 工 翔（総合政策部 総合政策課 副主幹）</p> <p>笠 真 一 郎（総合政策部 財政課長） 积 迦 郡 崇 吉（総合政策部 財政課 課長補佐兼契約係長） 阪 元 光 一（総合政策部 財政課 契約係 主査） 高 橋 純 也（総合政策部 財政課 契約係 主任主事） 吉 松 咲（総合政策部 財政課 契約係 主任主事）</p> <p><事務局> 川 瀬 雄 市（総合政策部 総務課長） 岡 田 由 美（総合政策部 総務課 内部統制係長） 永 友 美 季（総合政策部 総務課 内部統制係 主任主事）</p>
<p>議事概要</p>	<p>1 開会 2 あいさつ 日南市入札監視委員会 委員長 楠 茂樹 氏 3 審議 (1) 令和7年度上半期公共工事における抽出案件の審査について ① 抽出委員から抽出理由の説明を、今回担当である近藤委員が、200件ある工事の中から抽出した5件について、その理由を説明。</p>

	<p>② 市担当者等から抽出案件の説明（合計 5 件） 抽出した 5 件の事業の各工事担当者及び契約係からの説明並びに質疑応答（それぞれ、説明と質疑応答合わせて 20 分程度）</p> <p>③ 総括 説明等を受けた 5 件について、総合的に評価。今回、市に対しての要望等はなし。</p> <p>④ 次回抽出委員の選定 次回令和 7 年度下半期分の抽出委員は、新委員決定後に決定する。</p> <p>⑤ その他</p> <p>4 報告 (1) 競争入札及び契約結果の状況（工事請負・業務委託）（財政課契約係） (2) 「公正取引デイズ@日南」の開催報告</p> <p>5 その他</p> <p>6 閉会</p>
<p>委員会意見の内容要旨</p>	<p>【審査案件 1】 令和 6 年公共災 第 405 号中央雨水幹線下水道災害復旧工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格オーバーの場合の失格ルールについて、よりクリアな対応を求めます。中身としてはよく理解しており、結論としては市の対応は妥当と考えます。 ・ 運用基準を事業者に対して事前に周知しておくことが、紛争防止の点から重要である。 <p>また、本件では問題としないものとするが、1 回目の入札が不落となった後、工事の内容やそれに伴って予定価格が変更した場合に、新規の入札とするのか、再入札とするのかによって、失格者・無効者が次の入札に参加できるかが異なるため、その点も合理的に説明できるようにしておく必要があると考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最低制限価格の制度はそのまま、運用が変更となったことに起因する再入札案件。 <p>最低制限価格のラインを狙って不調になるケースで、再入札が繰り返されることによる時間的なコスト（不利益）等については、今後も課題となるが、一般競争入札導入の成果として競争性が確保されていると考えることもできる。</p>

予定価格超過の場合の対応についても、関係団体と意見交換されており、今回の案件については、問題ないとする。

・評価：内容については問題なし。

【審査案件2】 情報系庁内LAN接続用パソコン賃貸借

・見積額、予定価格、落札額に乖離がある場合には、業者から十分な情報収集をして、しかるべき対応をお願いします。

・パソコンのような型落ちによって価値の減少が激しい物品の場合には、予定価格と入札価格との間に大きな差が生じることはやむを得ないものとする。

・インフレ（物価高騰）下での予算組みの難しさがあり、行政としても対応に苦慮されていることが理解できた。

性能はほとんど変わらない旧モデルでのリース契約であり、結果的にリース料月額も下がっており、入札のタイミングも重要とする。

・評価：妥当と思われます。

予定価格の設定と金額の乖離が激しいことについては、その要因を明らかにしないと今後の対策が困難になるのではないのでしょうか。予測は大変だと感じますが、知恵を絞っていくしかないのかもしれない。

【審査案件3】 令和6年公共災 第404号下河原谷線 道路災害復旧工事

・契約変更については本件は妥当とするが、十分な説明責任を果たせるように、常に情報の整理をすることも求めます。

・本件では変更に合理的な根拠があるものとするが、契約後に予定価格を上回る額への変更をする場合には、その妥当性や合理性を説明できるようにしておく必要があるとする。

・落札後の契約変更のルール作成は難しいが、ケースごとの分類は継続していく必要があると感じた。

今回の契約変更は、入札後の盛土規制法施行など、法令の変更に伴うもの、現場状況に対応するためのものであり、特に問題となるケースではないとする。

・評価：内容については問題なし。

【審査案件4】 鵜戸参宮線 単独災害復旧工事

・担当者、事務局からの説明を受けた結果、7号随意契約として妥当とします。なお、事情によっては5号随意契約にも該当し得る可能性があるため、その場合は二つの号を挙げてよいかと思います。

		<p>・日南市では災害が多く、応札者なしで不調となっている割合も高いことから、効率的な工事の発注は非常に重要であると考え。本件では、積算額という客観的な根拠をもって7号随契を締結されており、問題ないものとする。</p> <p>・7号随契（時価に比して著しく有利な価格で契約）の根拠。 工事内容、時期、現場状況を確認し、適正な内容と判断できた。 随契の理由については、7号を使うものは珍しいケース。経済的にも時間的にも、妥当な対応だったと思われます。</p> <p>【審査案件5】</p> <p>・変動的な最低制限価格の設定は、このような自体をケースバイケースで生じ得ることはあり得る。これは避けられない事態だが、続くようであれば改善の対象と考えるべき。</p> <p>・最低制限価格未満で不落となり、何度か入札を繰り返し、最終的に最低制限価格を超えた最も高額の入札者が落札することにジレンマを感じるが、その点は、最低制限価格の設定方法等に関する制度を工夫していく余地があるとする。</p> <p>・最低制限価格の設定の仕組みを確認した。 (1) 同様、再入札が行われることによる時間的なコスト（不利益）等については、今後も課題となるが、一般競争入札導入の成果として競争性が確保されていると考えることもできる。引き続き、動向を確認していきたい。</p> <p>今回は、最低制限価格設定に伴う制度の限界を感じたが、工事の品質確保の観点から導入された歴史があり、今後も入札制度の枠組みの課題として検討する必要があるとする。</p>
公共事業審議対象期間		令和7年4月1日 ～ 令和7年9月30日
公共事業抽出案件		総件数5件 (備考)
内 訳	一般競争入札	2件
	指名競争入札	2件
	随意契約	1件
		対象件数 200件
委員からの意見・質問とそれに対する回答等		意見・質問 回答等
		非 公 表
その他		なし

